

〔6〕 相続人の一部につき熟慮期間が経過した場合の 限定承認の可否



私には兄がいますが、長年連絡を取っておらず音信不通の状態でした。ところが、兄は半年前に亡くなったようで、兄の妻から数日前に私に連絡がありました。兄夫婦には子供はいないため、兄の妻と私が兄の相続人になっているということです。兄は、いくらか財産もあるようですが、かなり借金もしていたようです。私は限定承認をしたいと思っているのですが、可能でしょうか。



兄は半年前に亡くなっているとのことですので、兄の妻については熟慮期間が既に経過しているものと思われまます。一方、あなたについては、まだ熟慮期間は経過していません。限定承認は、共同相続人がいる場合は全員で共同してしなければならないものとされていますが、ご質問の場合のように一部の相続人について熟慮期間が経過していても、他の相続人について熟慮期間が経過していない場合は、相続人全員で限定承認をすることができるものとされています。

解 説

限定承認の申述ができるのは、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内です（民915①）。そして、相続人が複数いる場合には、限定承認は全員で共同して行わなければなりません（民923）。そうすると、ご質問の場合のように、共同相続人のうち一部の者について熟慮期間が経過した場合には、その相続人については単純

承認の効果が生じているので(民921二)、熟慮期間を経過していない相続人がいても共同で限定承認をすることはできなくなるのではないかという問題が生じます。

しかしながら、一部の相続人について熟慮期間が経過すれば、熟慮期間内にある他の相続人についても限定承認することができなくなると、その他の相続人が限定承認をするかどうかの選択権が奪われてしまうこととなります。ご質問の場合のように、自己のために相続の開始があったことを知った時には、もう既に限定承認することができなくなってしまうということにもなりかねません。これは、他の相続人にとって著しく酷な結果となります。

このような事態を避けるため、一部の相続人について熟慮期間が経過していても、他の相続人について熟慮期間が経過していなければ、共同相続人全員で限定承認をすることができるものと解されています(中川善之助=泉久雄『相続法 第四版』395頁(有斐閣、2000)、谷口知平=久貴忠彦編『新版注釈民法(27)相続(2) 補訂版』438頁(有斐閣、2013))。つまり、複数の相続人がいる場合には、その全員について熟慮期間が経過するまでは、限定承認をすることができることとなります(ただし、熟慮期間の経過以外の法定単純承認事由がある場合は除きます)。裁判例においても、同様の結論が認められているものがあります(東京地判昭30・5・6下民6・5・927)。

《参考となる判例など》

○一部の相続人についてはたとえ民法915条1項の期間が経過してしまっても、他の相続人において限定承認をすることのできる期間内であれば、なお共同相続人の全員で限定承認をなし得べきものと解するを相当とする。(東京地判昭30・5・6下民6・5・927)

[17] 利害関係人からの限定承認の申述の有無の確認方法



私は、甲野太郎さんに金銭を貸し付けていましたが、先日、亡くなったとの知らせを受けました。長男の甲野一郎さん、二男の甲野二郎さんは限定承認の申述を行うと言っていましたが、その後連絡がありません。私が家庭裁判所に問い合わせたら、受理されたかどうかを教えてくださいませんか。



被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に対し、相続人の限定承認の申述の有無を照会することができます。利害関係の存在を証明する書面を添付の上、申請してください。

解説

1 照会先

相続が開始した地（被相続人の最後の住所地（民883））を管轄する家庭裁判所（家事201①）が申請先になります。

2 必要書類

利害関係人たる相続債権者が、限定承認の申述の有無を照会するには、申請書に付随して、以下の書類が必要になります。

- ① 被相続人の住民票の除票（本籍地が表示されているもの）
- ② 照会者の資格を証明する書類

〔個人の場合〕 照会者（個人）の住民票

〔法人の場合〕 商業登記簿謄本又は資格証明書

③ 利害関係の存在を証明する書面（コピー）

被相続人と利害関係を疎明する資料としては、金銭消費貸借契約書や訴状が考えられます。この他にも、競売申立書や競売開始決定、判決文等の債務名義、担保権が記載された不動産登記簿謄本、その他債権の存在を証明する書面等が利害関係の存在を証明する書類として考えられます。

限定承認の申述の有無の照会に当たり、代理人となれるのは弁護士だけです。もっとも、照会者が法人の場合には申請会社の社員を代理人とすることができます。この場合には、代表者印のある社員証明書が必要になります。

④ 相続関係図

3 照会手数料

照会手数料は、無料です。ただし、受理証明書の交付を求める場合や、郵送での返送を求める場合には所定の費用がかかります。

4 照会期間

裁判所は、原則として、被相続人の死亡日から現在までの相続人による申述の有無を調査します。ただし、被相続人の死亡日によっては、熟慮期間内に限り申述の有無を調査することもあり、裁判所によって運用が異なるようです。

例えば、東京家庭裁判所では、被相続人の死亡日が平成12年以降の場合は現在までの申述の有無を調査しますが、被相続人の死亡日が平成11年以前の場合は第一順位者については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄の受理がされた日からそれぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じないようです。

書式例

○相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会申請書

1	2	3	T

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会申請書	
受付印	令和〇〇年〇〇月〇〇日 東京家庭裁判所 御中 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇丁目〇番〇号 照会者 乙川 和男 (印) 電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 担当 ()
添付書類	1 被相続人の住民票の除票(本籍地が表示されているもの) 1通 2 照会者の資格証明書類 1通 (戸籍謄本・(住民票)・商業登記簿謄本・資格証明書) 3 相続関係図 1通 4 利害関係の存在を証する書面 〇〇通 (金銭消費貸借契約書) 5 委任状 1通 6 郵券貼付済み返信用封筒 1通 7 その他 () 通
被相続人の表示	別紙目録記載のとおり
照会対象者の表示	別紙目録記載のとおり
別紙目録記載の被相続人の相続に関し、別紙目録記載の照会対象者から貴庁に対して、 ※1 { <input checked="" type="checkbox"/> 同被相続人の死亡日(平成・(令和)〇〇年〇〇月〇〇日) } { <input type="checkbox"/> 先順位者の放棄が受理された日 } から ※2 { <input type="checkbox"/> 3箇月 (被相続人の死亡日が平成11年以前の場合) } { <input checked="" type="checkbox"/> 申請日まで (被相続人の死亡日が平成12年以降の場合) } の間に、相続放棄または限定承認の申述がなされているか否かについて、事件簿または索引簿にて調査し回答してください。 [* ※1及び※2にそれぞれチェックを入れてください。]	
照会を求める理由	<input type="checkbox"/> 不動産競売手続に必要なため <input checked="" type="checkbox"/> 訴訟を提起するため <input type="checkbox"/> 承継執行文を付与するのに必要なため <input type="checkbox"/> その他裁判所に提出するため () <input type="checkbox"/> その他 ()

* 本申請書の太線内及び別紙被相続人等目録の太線内につきそれぞれご記入ください。
 * 別紙の被相続人等目録の氏名欄は戸籍等をご確認の上で正確に記入してください(調査はご記入いただいた氏名に基づいて行います)。

(出典：東京家庭裁判所ウェブサイト。記入例は執筆者が独自に作成。次頁も同じ。)

被相続人等目録

被相続人の表示	本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地			
	最後の住所地	東京都 〇〇 区 〇〇町〇丁目〇番〇号			
	ふりがな 氏名	亡	ここの 甲野 太郎	死亡日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 平成 〇〇年〇〇月〇〇日
照会対象者の表示					
1	氏名	甲野 一郎	11	氏名	
2	氏名	甲野 二郎	12	氏名	
3	氏名		13	氏名	
4	氏名		14	氏名	
5	氏名		15	氏名	
6	氏名		16	氏名	
7	氏名		17	氏名	
8	氏名		18	氏名	
9	氏名		19	氏名	
10	氏名		20	氏名	
〔裁判所記入欄〕					

[60] 限定承認があった場合における特例の適用

Q

マイホームを売却したときには、譲渡所得の計算に当たり特例があると聞きました。それらの特例は、限定承認によるみなし譲渡の際にも適用できますか。

A

限定承認に伴うみなし譲渡については、被相続人から相続人へ資産の譲渡があったと解釈するのが適切と考えられます。そうすると、譲渡所得に関する特例のうち、譲渡者並びに譲受者に要件があるものについては適用を受けられない可能性があります。

ご質問の居住用財産の譲渡については、譲渡者並びに譲受者に関する要件が定められていますが、限定承認に伴うみなし譲渡の場合には、その要件を充足しないため、特例の適用を受けることができません。

解 説

譲渡所得税の額の計算上、譲渡所得の額を控除するなどの特例はいろいろなものがありますが、限定承認に伴うみなし譲渡に限って見ると、最も適用の可能性が考えられる特例は居住用財産の譲渡に関するものになるものと考えられますので、ここでは居住用財産の譲渡に関する特例の適用の可否に絞って話を進めます。

1 居住用財産の譲渡に関する特例

居住用財産の譲渡に関する特例と一口にいってもいろいろな特例がありますが、限定承認に関係し得る特例は、以下のものが挙げられます。

- ① 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除（租特35）
- ② 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例（租特31）

次に、上記①②の特例に関する主な要件を確認していきます。

- ① 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除
 - ㊦ 現に自らが居住している家屋を譲渡すること。また、土地（借地権を含みます。）を譲渡する場合には、家屋と一緒に譲渡すること。
 - ④ 譲渡年の前年又は前々年にこの特例の適用又は居住用財産の買換え、交換に係る特例の適用を受けていないこと。
 - ㊧ 譲渡した家屋、土地について、他の特例（収用等の場合の特別控除の特例など）の適用を受けていないこと。
 - ㊨ 譲渡者と譲受者が親子、夫婦などの特別な関係でないこと。
なお、この「特別な関係」には、生計を一にする親族、内縁関係にある者、家屋の譲渡後にその家屋で同居する親族などが含まれます。
- ② 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例
上記①㊧以外の要件に加えて、譲渡年の1月1日におけるその家屋、敷地の所有期間が10年を超えていることが加わります。

2 限定承認に伴うみなし譲渡時の特例の適用

限定承認に伴うみなし譲渡における上記1の特例の適用ですが、実際には譲渡していないものの譲渡したものとみなされるため、①㊦の要件は充足するものと思われます。

一方で、このみなし譲渡については、被相続人から相続人へ譲渡されたものと解釈するのが適切かと思われます。

そうすると、この譲渡は親族間の譲渡になると考えられることから、①㊨の要件は充足しないものと思われます。

したがって、限定承認に伴うみなし譲渡を考えると、上記1に記載する特例の適用を受けることはできないものと考えべきです。

なお、譲渡所得の計算上認められている他の特例の適用可否については、それぞれの特例について適用要件が存在しますので、それぞれに照らして適用可否を考えることになります。

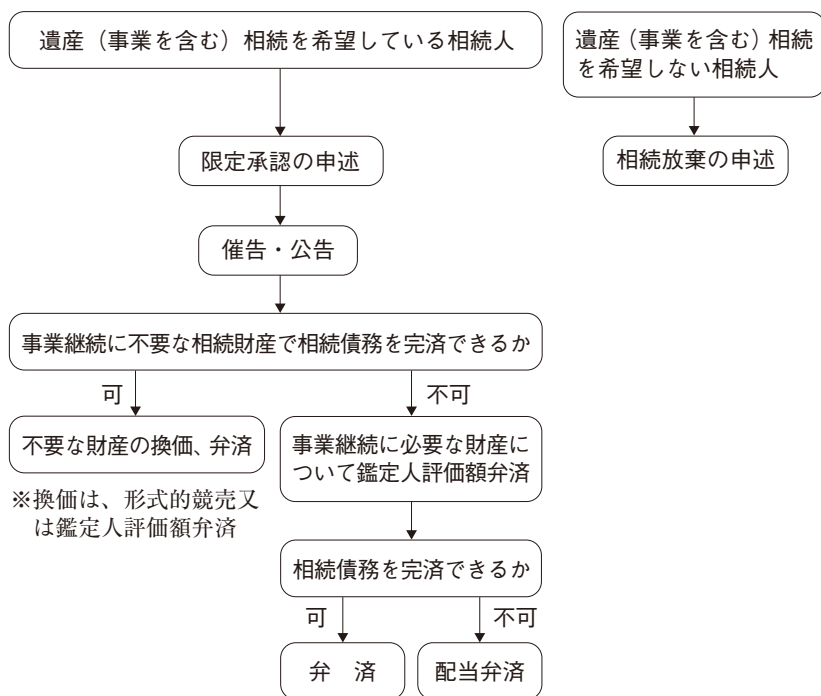
[69] 相続財産の一部を事業の用に供している場合

ケース

自宅兼店舗で飲食店を営むXが死亡し、法定相続人は妻、長男、長女の3人であり、妻と長男が店を継いで営業を継続したいと考えている。相続財産のうち積極財産としては、現金・預貯金150万円のほか、自宅兼店舗不動産（時価1,000万円）及び什器（時価50万円）がある。

- ① 被相続人に160万円の借入れがある場合
- ② 被相続人に1,500万円の借入れがある場合

<手順フロー>



※完済できなくても鑑定人評価額弁済した財産は維持（取得）できる。

法務のポイント

本ケースでは相続人が店を継ぎたいと考えていますが、借入れがあることから、限定承認が選択肢の一つとして検討の対象となります。限定承認では弁済期にかかわらず弁済しなければなりません(民930)、本ケース①・②どちらの場合も現金・預貯金では完済することができないことから、相続財産から弁済するには不動産等を換価する必要があります。

しかし、店舗不動産や什器を形式的競売に付してしまうと営業を継続できなくなるため、居住用不動産がある場合(〔67〕参照)と同様、営業用の財産について鑑定人の評価額の弁済(民932ただし書)が検討されます。

1 債務総額が160万円の場合

この場合は、不動産相当額を弁済せずとも什器を換価すれば全ての債務を弁済できることから、高額な不動産ではなく、什器のみについて換価手続を行うのが合理的でしょう。

動産である什器を換価する場合も、原則的手続は形式的競売であり(民932本文、民執195)、什器の差押えを受けることになります。しかし、それでは営業に支障が生じるため、家庭裁判所に鑑定人の選任を申し立て、鑑定人の評価額を弁済して什器を取得することが考えられます(民932ただし書)。

もっとも、積極財産が債務額を上回っていることが明らかであれば、あえて限定承認によって期限の利益を失うよりは、単純承認した方がよいかもしれません。

2 債務総額が1,500万円の場合

この場合は、債務額が積極財産の額を上回っていることから、限定承認のメリットがあります。不動産及び什器について鑑定人の評価を受けて、相続人の固有財産から評価額を相続債権者に配当弁済して営業を続けることが考えられます。本ケースでは長女は事業を承継しないので、資金調達をするにしても妻と長男が負担するべきですし、もし長女が不動産の自宅部分についても承継する意思がなければ、長女は相続放棄した上で妻と長男が限定承認することも考えられます。

税務のポイント

1 相続税

本ケース①のように、相続財産について積極財産が債務額を上回っている場合には相続税が発生します（ただし、本ケースは控除の範囲内）。他方、本ケース②のように債務額が積極財産を上回っている場合には、相続税は発生しません。このあたりは、通常の相続と同様に考えられます。

なお、時限立法により、あらかじめ個人事業承継計画を作成・提出しておくことで、事業承継特別税制によって、相続税の納税猶予等を受けることができます（租特70の6の10、租特令40の7の10）。

2 小規模宅地等の特例

被相続人の事業又は居住の用に供されていた宅地等については、一定の要件の下、相続税の課税価格の計算上、法定の限度面積までの部分について一定の割合が減額されます（租特69の4、租特令40の2）。

本ケースのような自宅兼店舗の場合は、面積を事業用部分と居住用部分で按分した上で適用することになります。本ケースでは、事業を

承継しようとする妻については事業用・居住用のいずれの特例も適用可能ですが、長男については同居していなかった場合には特定居住用宅地としての特例を受けられないので、遺産分割の際に考慮が必要です。

この特例の適用を受けるためには、相続税申告書にその旨を記載するとともに、小規模宅地等に係る計算の明細書等の一定の書類を添付する必要があります。

3 みなし譲渡課税

限定承認があった場合、譲渡所得の基因となる資産についてはみなし譲渡の考え方により譲渡所得税が課税されます。

什器が生活用動産であれば、そもそも譲渡所得税の課税対象外ですが、事業用什器の場合は譲渡所得税の課税対象です。もっとも、多くの場合は取得費の方が高額なので譲渡所得は生じないでしょう。

不動産については、不動産価格が上昇している場合には譲渡所得とみなされるので注意が必要です。